

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程（平成16年旭医大達第173号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(期末特別手当)	(期末特別手当)
第12条 (略)	第12条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 (略)	5 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
(3) 第6項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(3) 第6項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
(4) (略)	(4) (略)
6 (略)	6 (略)
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和7年9月5日から施行し、令和7年6月1日から適用する。</u>	
【改正理由】 刑法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	